暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン―オフ制御	87.0
		オン―オフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

（備考）

1　「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

2　「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

3　「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。

4　「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（日本工業規格Ｓ3031に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が200秒以内のものをいう。

5　「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。

6　「オン―オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。

五十五　高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機（家庭の用に供する電動圧縮機を用いるCO_2冷媒のヒートポンプ方式の給湯機のうち、年間給湯モード熱量を年間給湯モード消費電力量を熱量換算した値で除した数値が3.1以上のものに限り、太陽熱集蓄熱装置を有するものを含む。）

3　法第２条第３項第３号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。

一　燃料電池設備（水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。）

二　電気自動車（原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機のみを搭載した自動車のうち、半導体インバータ方式により当該電動機を制御する機構を有するものに限る。）

三　燃料電池自動車（原動機として燃料電池（水素及び酸素の化学反応により電気を発生させる装置をいう。）又は燃料電池及び蓄電装置（制動時のエネルギーの回生を行うことにより生じる電気又は当該燃料電池から生じる電気のみを蓄えるものに限る。）によって駆動する電動機のみを搭載した自動車のうち、半導体インバータ方式により当該電動機の制御を行う機構を有するものに限る。）

四　発光ダイオード照明装置（発光ダイオードを光源とする照明装置をいう。）

4　法第２条第３項第４号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の物とする。

一　原子力発電設備に使用される専用部分品（ただし、次のイからニまでのいずれか一に該当するものに限る。）

イ　原子炉圧力容器

ロ　制御棒駆動装置

ハ　蒸気発生器

ニ　核燃料集合体

二　充電機能付電力併用自動車用電池（電力併用自動車の駆動用動力源の一つとして使用されるリチウムイオン蓄電池をいう。）

三　電気自動車用電池（電気自動車の主電源として使用されるリチウムイオン蓄電池をいう。）

四　低燃費航空機に使用される専用部分品（ただし、次のイからチまでのいずれか一に該当するものに限る。）

イ　主翼用構造

ロ　尾翼用構造

ハ　胴体用構造

ニ　中央翼用構造

ホ　脚機構

ヘ　ジェットエンジン圧縮機用機構

ト　ジェットエンジン燃焼器用機構

チ　ジェットエンジンタービン用機構

五　発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード

5　法第２条第３項第５号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機械類とする。

一　高効率変圧器専用のリアクトル（定格電圧が230ボルト以上のものに限る。）、避電器、遮断器（漏電遮断器を除く。）、負荷開閉器、高圧カットアウト又は保護継電器

二　高効率照明器具専用の安定器

三　発光ダイオード照明装置専用の直流電源装置

附　則

この告示は、平成二十二年九月十六日から施行する。

人事異動

総　務　省

大臣官房付に配置換する
（審理官）総務技官　伊丹　俊八

自治財政局公営企業課地域企業経営企画室長　耕二

取扱を免じる
（自治財政局公営企業課長）　上杉　光弘

改革推進本部事務局局員）同　行政改革推進室参事官併任　内閣官房副長官補付）併任　内閣官房内閣参事官（内閣官房内閣官房副長官補付）併任　内閣官房行政改革推進室参事官併任　内閣官房行政改革推進室参事官（内閣官房行政改革推進室参事官）　耕二

務取扱を命じる
（自治行政局市町村体制整備課長）　田谷　聡

自治行政局市町村体制整備課行政経営支援室長　事

辞職を承認する（六月三十日付）
（自治行政局市町村体制整備課課長）総務事務官　金谷　学

（重点分野担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））総務技官

（大臣官房付併任　内閣府）

大臣官房付
（審理官）　中道　正仁

（独立行政法人情報通信研究機構連携研究部門長）

審理官に任命する
（内閣府日本学術会議事務局企画課長）　井上　卓

統計局統計調査部経済統計課長に転任させる
（統計企画管理官（政策統括官付））総務事務官　雅人

国際統計管理官（政策統括官付）に併任する
（統計局統計調査部経済統計課長）同　松林　博己

（国際統計管理官（政策統括官付））同　水　誠

政治資金適正化委員会事務局参事官に配置換する
（政治資金適正化委員会事務局参事官）同　米澤　健

大臣官房付に配置換する（以上七月一日）
（大臣官房参事官）同　高野　修一

内閣府に出向させる（七月七日）
（大臣官房付併任　大臣官房参事官）　総務事務官　聡

大臣官房付に配置換する（以上七月五日）
（政治資金適正化委員会事務局参事官）同　時澤　忠

内閣府に出向させる（各通）（以上七月一日）
（大臣官房付）同　聡

大臣官房付に配置換する
（内閣府参事官）同　正仁

大臣官房付併任　内閣府
（審理官）　中道　正仁

大臣官房付に配置換する
（内閣府参事官）　総務事務官　卓

統計局統計調査部経済統計課長に転任させる
（統計企画管理官（政策統括官付））総務事務官　雅人

国際統計管理官（政策統括官付）に併任する
（統計局統計調査部経済統計課長）同　松林　博己

（国際統計管理官（政策統括官付））同　水　誠

政治資金適正化委員会事務局参事官に配置換する
（政治資金適正化委員会事務局参事官）同　米澤　健

大臣官房付に配置換する（以上七月五日）
（大臣官房参事官）同　高野　修一

内閣府に出向させる（七月七日）
（大臣官房付併任　大臣官房参事官）　総務事務官　聡